

1月22日は『カレーの日』！寒い冬はカレーで温まろう

おけましておめでとございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、1月22日は『カレーの日』です。1982(昭和57)年のこの日、学校給食35周年を記念して社団法人全国学校栄養士協議会が全国の学校給食の統一メニューとして「カレー」を提供したことにちなんで、2016(平成28)年に全日本カレー工業協同組合が制定したものです。

北は北海道から南は沖縄まで、全国の子どもたちが一斉にカレーを食べていた姿を想像すると、ちょっと面白いですね。

現在では「学校給食の王様」と呼ばれるほどの人気メニューになっています。

みんな大好きなカレーにまつわる記念日は他にもたくさんあります。その一部をご紹介しますと…

・2月12日「レトルトカレーの日」「ボンカレーの日」…1968(昭和43)年のこの日、日本初のレトルトカレー「ボンカレー」が発売されたことから発売元の大塚食品が制定。

・8月2日「カレーうどんの日」…1910(明治43)年に東京の蕎麦屋「朝松庵」がカレーうどんを提供してから100年となる2010(平成22)年に制定。カレーうどんの歴史も古いんですね。

ところで、日本で最初にカレーに遭遇したのは三宅 秀という人物とされています。1863(文久3)年に幕府の遣欧使節団に随行して、船上のインド人たちが手づかみでカレーを食べる姿を目撃した彼は「至って汚き物なり」と日記に書き残したのだとか…

1870(明治3)年には、後の東京帝国大学総長となる山川健次郎が渡米する船上で「カレーを注文したもの、食う気になれず」として、ルーの部分は残したようです。

そんなカレーが今や日本の国民食の地位を築いていることを彼らが知ったら、食べなかったことをきつと後悔したことでしょう。

かつて「おせちもいけどカレーもね！」という有名なCMもありましたが、1月はカレーがより恋しくなる季節かもしれませんね！



『マイナポイント』第2弾が始まります！健康保険証として利用するには？

マイナポイント事業の第2弾は以下の3つです。

	対象者	付与されるポイント
①	マイナンバーカードを既に取得した方のうちマイナポイント第1弾に申し込んでいない方 またはマイナンバーカードをこれから取得する方	最大5,000円相当
②	マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方	7,500円相当
③	公金受取口座の登録を行った方（口座登録手続は今後開始予定）	7,500円相当



このうち、①がこの1月1日より開始されます。②と③については、春以降の実施となります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すること自体は、既に昨年10月より本格運用が始まっています。そのメリットとして、

◎就職・転職・引越などで、加入している公的医療保険が変わっても、健康保険証としてずっと使える。◎医療情報が確認できるため、より適切な診療や薬の処方を受けられる。◎支払い時、窓口での限度額以上の医療費の一時支払いが不要になる。◎特定検診情報、薬剤情報、医療費を自分自身で確認できる。◎マイナポータルから確定申告の医療費控除の手続きが簡単にできる。…などが挙げられています。ただ、利用できる医療機関がまだまだ少ないのが現状なので、今後に期待ですね。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、パソコンまたはスマホを使ってマイナポータルから登録するか、セブン銀行ATMで登録するかのどちらかになりますが、セブン銀行ATMから行うのが簡単なおススメです。



★チラシ・フライヤー・会社案内・名刺など
デザイン制作・印刷 お任せ下さい！！

★ホームページ制作お任せ下さい！！

オリジナルデザインで更新しやすいホームページを！

今あるホームページの編集作業もお任せ！！

◎ パソコン本体・周辺機器のご購入やパソコントラブル
ご相談下さい！

◎ パソコン教室 無料体験実施中！

マデコムのFacebookへの👍 いいね！お待ちしております



株式会社 マデコム



〒510-8122 三重県三重郡川越町豊田659-1

TEL : 059-366-0888 FAX : 059-366-0877

E-Mail : office@madecom.co.jp

URL : https://www.madecom.co.jp

発行 : 2022年1月1日

編集・作成 : 早川尚孝